

一般社団法人鶴岡地区医師会 奨学金ならびに奨学貸付金規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人鶴岡地区医師会（以下医師会）の理念と事業に賛同し、卒業後医師会に勤務する意思を持って看護師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、臨床検査技師または介護福祉士の資格を取得するために、その養成学校に入学を予定または在学している学生の勉学の便宜を図ることを目的とする。

(心得)

第2条 奨学金を受ける者（以下「奨学生」という。）は勉学に励みその目的を達成しなければならない。

2 奨学生は、医師会に採用された後は、医師会の各事業所に勤務のうえ看護水準の向上に寄与することを心がけるものとする。

(募集、申請および奨学生の採用)

第3条 奨学生を募集する場合は、その職種、人数を理事会において決定し行うものとする。

2 奨学金を受けようとする者は、申請に必要な次の書類に必要事項を記入し、医師会へ提出しなければならない。

(1) 奨学金申請書

(2) 在学証明書もしくは合格証明書（在学者の場合は成績証明書）

3 奨学生の採用は、申請書類および面接に基づく審査を行ない理事会で決定する。決定後に必要な書類は次のとおりとする。

(1) 誓約書

(2) 口座振替依頼書

(3) 戸籍抄本

(進級時等面接および職員採用)

第4条 奨学生は年度末に「進級時面接」を受けなければならない。医師会は1年間の奨学生としての成長と次年度の奨学生継続の意思を確認し、必要に応じ成績証明書等の提出を求めることができる。

2 医師会は奨学生が最終学年になった年度に面接を行い、医師会へ勤務する意思の確認を行う。

3 医師会は奨学生が資格取得後に職員として採用する。その場合の採用試験は免除とする。

(奨学金の額)

第5条 奨学金の額は、月額5万円とする。（＝年60万円、無利子）貸与の開始は、原則として翌年度の4月もしくは理事会で決定した翌月からとする。

(貸与の期間)

第6条 奨学金の貸与期間は、知識・技能等を修得するための必要な期間（通常学校の定める修学年限をいう）を限度とする。

(送金方法)

第7条 奨学金の送金は口座振込みとし、奨学生が指定する預金口座に送金する。

2 奨学金の送金日は毎月25日(その送金日が休日、日曜日又は土曜日に当たるときは、その日の前営業日)とする。

(異動の届出)

第8条 奨学生は、次の各号のいずれかに該当する場合は、直ちに医師会に届け出なければならない。

- (1) 休学・転学、又は退学したとき。
- (2) 停学その他の処分を受けたとき。
- (3) 氏名、住所等を変更したとき。

(貸与の中止または停止)

第9条 奨学生が次の各号のいずれかに該当する場合には、理事会での議決のもとに、貸与期間満了前であっても、貸与を中止または停止することがある。

- (1) 中途退学をした場合
- (2) 留年や休学をした場合、あるいは成績が著しく不良の場合
- (3) 奨学生本人から辞退の申し出があった場合
- (4) 資格の未取得の場合
- (5) その他、奨学生が貸与対象者としてふさわしくないと認められた場合

(奨学金の返還)

第10条 第9条により本規程の適用を解除された場合、および医師会に勤務しない場合等は次の基準による返還を行うものとする。返還は奨学生もしくはその保証人が履行する。

- (1) 卒業後医師会に勤務しようとしなかった者は、ただちに全額を返還する。
- (2) 第9条に該当するものは、貸与の中止後ただちにそれまで支給された奨学金全額を返還する。ただし(4)の場合は、1年間の返還猶予期間を経過してもなお資格取得が出来ない場合奨学金の全額を、貸与期間の年限以内に返還する。
- (3) 第11条に定める条件を満たさなかった場合は、退職時点で残額を返還する。
- (4) 事情により、例外的な返還方法を認めることがある。この例外措置は奨学生もしくはその保証人の申請に基づき、理事会において審議し決定する。

(奨学金の返還の免除)

第11条 卒業後、医師会に勤務した場合は、資格取得後の勤務月数分の奨学金の返還を免除する。ただし、1月分の免除額は3万円とする。

貸与月数、貸与総額	返済免除期間(3万/月)
12ヶ月、総額60万円 (1年間)	20ヶ月の継続勤務 (1年8ヶ月)
24ヶ月、総額120万円 (2年間)	40ヶ月の継続勤務 (3年4ヶ月)
36ヶ月、総額180万円 (3年間)	60ヶ月の継続勤務 (5年間)

48 ヶ月、総額 240 万円 (4 年間)	80 ヶ月の継続勤務 (6 年 8 ヶ月)
---------------------------	--------------------------

2

休職、産休等により通常の勤務に就けなかった期間は、勤務期間に含めないものとする。

(延滞利息)

第 12 条 返還が第 10 条各号による期間内に完済されない場合は、未返還額に対して年利 5%の延滞利息を付加するものとする。

(返還の減免)

第 13 条 本人の死亡等、特段の事情がある場合は、理事会の議決によって第 10 条の返還および前条の延滞利息は、その一部又は全額を免除することがある。

2 医師会の事情により奨学生を職員として採用しない場合は、奨学生は奨学金の一部または全額の返還を免除される。

(奨学貸付金制度)

第 14 条 本奨学金を受けている奨学生は、「奨学貸付金制度」も併せて利用することができる。

「奨学貸付金制度」は第 1 条から第 13 条を準用するものとする。ただし、第 11 条の勤務による返済免除は適用されない。

奨学貸付金は月額 5 万円以内とする（無利子）。

貸付金の返済は卒業の翌月から開始し、貸付月数の 5 倍の月数以内に完済することとする。

(改廃)

第 15 条 本規程の改定および廃止は、理事会の議決によらなければならない。

附則

この規程は、平成 19 年 1 月 22 日から施行する。

平成 22 年 10 月 1 日から改正施行

平成 24 年 4 月 1 日から改正施行

平成 26 年 8 月 1 日から改正適用

平成 27 年 9 月 1 日から改正施行

平成 28 年 6 月 1 日から改正施行

令和 4 年 9 月 2 日から改正施行

附則

(奨学金の返還の免除)

平成 27 年 9 月 1 日以前に奨学金を受けていた者は第 11 条の規定に関わらず改正前の規則を準用する。